[多摩マンション管理組合連絡会]広報紙 2018年6月4日発行(不定期刊)・第10巻第2号(通巻26号)



専有部設備改修に新たな動きか

~東京高裁が、修繕積立金での専有部給排水管改修をOKと判断~

平成29年3月に、東京高裁で管理組合 が費用負担し、専有部分の給排水管など の設備を共用部分と一体改修することを 認める判断が示されました。これまで国交 省や法律家の多くは、組合は専有部分の 工事は行えるが、その費用はあくまでも個 人負担としてきただけに、画期的な判決と なりました。本号で、そのポイントを紹介致 します。

●規約改定が前提条件

高経年団地などでは、専有部配管を共 用部と同時改修する例が増えているが、 専有部への修繕積立金支出は法的根拠 が弱く、紛争の種となっていた。

判決では組合負担を可能にする規約改 正を行っている点を高く評価するととも に、組合が費用負担しても区分所有権 (私有財産権)を侵害したとは言えないと 判断した。

地域の高経年団地・マンションでも今 後、配管改修は本格化する。組合負担に よる専有部設備の改修は、総会決議だけ ではなく、まず規約改正を行うことが前提 条件となろう。

●総会決議だけでは不十分

多くの組合は、これまで専有部分の給 排水管などを共用部分と一体改修する場 合、管理規約の「専有部分である設備のう ち共用部分と構造上一体となった部分の 管理を共用部分の管理と一体として行う 必要があるとき、管理組合がこれを行うこ とができる」(単棟型規約21条2項)を法的 根拠として、総会決議することで専有部の 改修費用も積立金から支出してきた。

法律家などに「積立金は共用部の修繕 費用。専有部は私有財産であり、その改 修費用は個人負担が筋」と言われながら も、積立金を使って専有部改修を行う組 合は増え続けており、とうとう最高裁まで 争う本格的な法律紛争に発展したのが、 今回の事例である。

●改正規約は有効か無効かが争点に

紛争の舞台は、築50年となる神奈川県 の鉄筋コンクリート造4棟(2~4階)、総数 175戸の中規模団地のS管理組合である。

組合は平成23年に専有部分を含めた給 排水管・ガス管の更新に加えて、トイレ便 器の交換、浴室のユニットバス化と、それ に伴う給湯器の設置、洗濯パンの新設な どを内容とする改修計画を策定。工事費 は総額約6億円。修繕積立金が3億4千万 円で、残りは住宅金融支援機構からの借 入金2億6千万円で賄うことにした。

翌24年には規約に「専有部分である設 備のうち共用部分と構造上一体となった 部分および共用部分の管理上影響を及 ぼす部分の管理を共用部分の管理と一 体として行う必要があるときは、管理組合 がこれを行うことができる」との規定を新 設。修繕積立金の支出範囲も、これに合 わせて改正した。

●先行実施者が提訴

これに対して、専有部改修を自費で先 行実施していた組合員2人が横浜地裁に 提訴。原告人(組合員側)は規約改正や 工事実施は、専有部設備を積立金で交 換したい住戸への特別の利益供与であ り、先行実施した住戸との間で不平等を 生じている。これは区分所有法30条3項の 「区分所有者間の利害の衡平」を害して いるうえに、「ユニットバス等の設備は配管 と構造上一体となった部分ではない」と主 張。いずれも区分法や規約に違反したも のであり、改正規約と総会決議の無効を 求めた。





平成30年 新任理事実務講座 の受講者裏重

初めて管理組合の理事になられたみなさん。正副理事長として管理組合運営を担った り、各担当理事として業務を遂行するうえで、すぐに役立つ知識や実務を伝授するの この講座です。

新任理事で少々不安のある方、理事の仕事をきちんと知りたい方。講座を受けて自信 をつけてください。

講座では、まず全員に「理事入門編」(会計を含む)を受講していただき、管理組合 やマンション・団地の仕組みと基本的な法令を知っていだきます。次に「正副理事長編」、「営繕理事編」、「植栽理事編」で、それぞれの担当業務ごとに、より専門的な知識と実務の仕方を学んでいただきます。オープン講座です。会員はもちろん、非会員の 方も受講できます。

: 平成30年7月8日(日)9時30分~17時(受付開始は9時15分) ・日時

: パルテノン多摩(4階)第2・第3会議室 ・場所

: ①理事入門編(会計を含む) ・講座内容 (9:30~11:30, 全員受講)

②正副理事長編 $(12:20\sim13:40)$ $(13:50\sim15:10)$ ③営繕理事編 ④植栽理事編 $(15:20\sim16:40)$

: 各編38名 ・定員 ・テキスト代:各編200円

・お申込み :6月30日(土)までに、住所・氏名・所属の管理組合名・電話番号

受講科目(理事入門編は必須)を記載の上、下記にFAXかメール、郵 便にてお申込み下さい。

【宛先】連絡会事務局(常光宅)〒206-0034 多摩市鶴牧5-37-6-301 FAX:042-339-4992

Eメール: gakugak_tunemitu@msn.com

●無効にするほど不公平ではない

横浜地裁は「トイレや浴室などの設備を自費で先行実施した者と、修繕積立金で設備の更新を行った者との間に不均衡が生じる可能性は否定できない」と一定の理解は示した。

しかし、組合が先行実施者に対し復旧工事費を減額するなどの補償措置を取っている(注:積立金の返還ではない)ことから、工事総体としての必要性、合理性と先行実施者の不利益を比較して、決議を無効にするほどの不公平が生じているとは言えない、と判断した。

また、規約改正が区分法31条1項の「規約の設定、変更及び廃止が一部の区分所有者の権利に特別の影響を及ぼすときは、その承諾を得なければならない」についても、その影響は「全ての区分所有者に公平に及ぶものである」として、個別承諾は不要とした。



●トイレや浴室設備の改修も容認

もうひとつ争点となったのは、便器や ユニットバス等の設備まで修繕積立金 で賄うことができるかであった。

原告側は、規約改正により共用部分と 一体となっている専有部の給排水管改 修は容認するとしても、浴槽、便器、給 湯器等まで共用部給排水設備と連結し ているから、組合負担で一体改修でき るというのは、組合の目的と乖離してお り、違法だとした。

●積立金支出は違法ではない

判決では、まず区分法には「修繕積立金を専有部分改修に使用してはならない」とする規定はないとして、違法ではないと断じた。その上で、配管類の更新に伴い、浴槽や便器を一度撤去しての防水工事が必要であったこと、ユニットバス化の方が工期や戸当り費用を削減できるし、漏水の危険があったこと、それに伴う給湯器の設置などであったことから、必要性があり、かつ合理的な工事方法であったと認定した。

横浜地裁の判断は、高裁で支持され、最高裁が上告不受理としたため、 平成29年3月の東京高裁判決が確定した。ただ、今回の判決は事例判決といわれ、似たようなすべての事案に通用するかどうかは不明であることに、留意する必要がある。

表 問題になったS管理組合の設備改修内容

部位	現状	修繕計画
排水管	・配管材料は白ガス管と塩ビ管が混在 ・横引管は、下階の天井裏に敷設されている	・竪管・横引管とも硬質塩ビ配管に更新 ・なお、横引管は最高裁判例(平成12年3月21日)より「共用部分」
給水管	・配管材料は白ガス管 ・横引管は、床スラブの上にシンダーコンクリート 数cmを施工し、その中に埋設	・竪管・横引管とも架橋ポリエチレン管(電気融着継手)に更新 ・横引管(専有部分)は、シンダーコンクリート内に埋設(I 部露出)
トイレ	・従来型便器(フラッシュバルブ方式・専有部)	・給水管、排水管の更新とともに、便器(節水タイプ・専有部分) も交換
浴室	・バランス釜タイプ ・浴室防水+押えコンクリート+タイル貼り ・椀トラップを経由して、下階天井裏から排水 ・浴室防水、トラップは共用部分 ・バランス釜、浴槽、内装タイルは専有部分	・バランス釜と浴槽を撤去してユニットバス化 ・ベランダに新規に給湯器(16号)を設置 ・床スラブに新たな穴をあけ、下階天井裏に排水経路を確保 ・ユニットバスと大型給湯器は専有部分



相談窓口を 是非ご活用ください!

連絡会は管理組合運営、規約等の見直し、大規模修繕、高齢化対応など団地・マンションに係わる問題や悩み事のご相談にお応えします。

ご相談者様と一緒に考え、過去の事例や、最新情報も踏まえて、問題や悩み事を解決する一助を担えたらと考えており、常に管理組合の皆様の身近な存在であることをモットーとしております。

お困りの方は、お気軽に下記へご連絡ください。

なお、毎月開催している、管理運営問題部会や、メンテナンス部会でも無料で相談にお応えしております。

【連絡会事務局(常光宅)】 電話&FAY:042-330-400

電話&FAX:042-339-4992

E-メール:gakugk_tunemitu@msn.com



民間部会に参加しませんか?

昨今、多摩ニュータウンでも民間分譲マンションが増加してきております。民間分譲マンションの多くは、管理を全て管理会社に委託しているケースが多く、無関心層が多いため、後に様々な問題に悩まされる事例が増えてきております。

この様な、民間分譲マンションに特有の課題や問題、そしてその解決事例などをを共有し、情報交換頂く場として、新たに民間部会の立ち上げの準備を始めております。

興味のある方は、どなたでも無料で参加頂けます。詳しくは下記までお問い合わせください。

【民間マンション部会設立準備会】 世話人 細貝俊夫

E-メール:tamakanren20921@gmail.com

春のマンション総合ゼミナール 盛況裏で開催終了

連絡会はパルテノン多摩で4月8日(日)、春のマンション総合ゼミナールを開催した。興味深い内容であったためか、会員外の管理組合関係者なども含め、満席となる44名の参加の中、盛況裏に開催が終了した。講演は、①北元隆典氏による「どうなる団地・マンションの資産価値」(多摩ニュータウン中心に)と、②水白靖之氏の「資金不足を解消する長期修繕計画見直しの方法」の2つだった。次頁に概要を報告する。





春のマンション総合ゼミナール 講演① 「どうなる、団地・マンションの資産価値」

講師:北元 隆典氏(元 北元会計事務所コンサル)

●変わるマンションの資産価値

資産価値の意味は、バブル期までの 右肩上がりの時代と、住宅余りが現実 的になった今の時代では全く違ってい る。特に団地・マンションでは、2020年 問題(オリンピック後)と2022年問題(生 産緑地の解除)が目前に迫っている。 過去の例からオリンピック後は景気低迷 の可能性が高く、管理不全マンションの 価値がより下がっていくのに加え、大都 市の農業を護っていた生産緑地指定に よる30年の営農義務が22年には期限を 迎えるため多くの農地が放出され、マン ションや戸建て住宅へ転化。住宅余り に拍車がかかると予想されている。

シミュレーションでも示したように、これ に人口減少や住民の高齢化が及ぼす 影響までを考えると今後、築30年前後も 経った地域の団地・マンションを単なる 資産価値=交換価値(売買価格)の面 からだけで捉えて、汲々としても容易に 展望は開けないだろう。

そこで【マンションの資産価値とは何か】 を改めて検討してみたい。資産価値に は交換価値と使用価値の2面があるが、

最近は、長く住むための資源として、即 ち使用価値の面を見直す動きがある。 現に住んでいる人たちが終の棲家とし て安心、安全に暮らせるように住環境を 整えていくとともに、これにプラスして団 地等が持っている良さをさらに高めた り、周辺地域を含めた生活環境の利便 性をどうしたら維持・向上させていける かなどの取組みが、それである。

●求められる再整備の方法

振り返ってみると、多摩ニュータウン地 域では住宅不足解消を目的に大量に 供給された団地が1984年頃を境に量か ら質へと転換した。しかし、その後、質 的に優位なマンションが次々と建設され たこともあって、団地から出て行った子 はほとんど戻らず世代交替も進まないま ま、親が住み続ける結果となっている。 適切な時期にスクラップアンドビルトとも いかず、住民の高齢化、設備の老朽化 が進んでいる。必然的にこうした実状を 踏まえたうえでの住環境などの再整備 が求められている。

●安心・安全に住み続けるために

建物・設備の老朽化は修繕・改良に

春のマンション総合ゼミナール 講演② 「資金不足を解消する 長期修繕計画の見直し方法」 講師:水白 靖之氏(水白建築設計代表 一級建築士)

●資金不足に陥いる主な要因

「売りさばけは良い」と言う分譲会社の 思惑と、「買うだけで精一杯」と言う購入 者側の事情が合わさり、将来必要な修 繕のための備えができなくなること。特に 民間分譲マンションでは、管理を全て管 理会社に委託しているケースが多いこと から、維持管理が他人任せになってお り、無関心層が増え、維持・保全に対す る意識が低下している事が要因の一つ。

●適正な修繕積立金

修繕積立金の目安(専有部面積あた り)を下表に示す。下記のデータは、単 棟型のマンションで、全国84の事例を 対象に、新築時から築30年間に必要な 修繕工事費の総額を30年間均等の積 立金額とした場合であるが、15階建未 満では、平均で180円~220円/m2の 値となっている。

●長期修繕計画の見直し時期

2008年国交省策定のガイドラインでは 5年毎の見直しを推奨している。但し、既 存の計画が以下のような場合は、建物 分譲後に直ちに修繕計画の妥当性を確 認すべきである。①1回目の大規模修繕 工事(12年目程度)までに値上げが必 要。②推定修繕工事項目がガイドライン に提示されている項目よりも少ない。③ 分譲時の修繕積立基金が少ない。

また、1回目の大規模修繕工事に先立

表 修繕積立金額の目安(専有床面積あたり)

建物の階数/建築延床面積		平均值	事例の2/3が包含される幅		
	5,000m²未満	218円/m² · 月	165~250円/m²・月		
15階建未満	5, 000~10, 000m ²	202円/m²•月	140~265円/m²・月		
	10,000m²以上	178円/m²•月	135~220円/m²·月		
20階建以上		206円/m²•月	170~245円/m²・月		

2011年国土交通省「マンション修繕積立金に関するガイドライン」の概要より

費用がかかるようになるが、高齢化が進 めば安易な修繕積立金の引き上げは 許されない。無理をしないで積立てた 資金できちんと対応できるよう、しっかり とした長期修繕計画を策定し、定期的 に見直すことは必須である。

次に重要なのが生活環境と周辺環境 の再整備である。その1)がコミュニティ の充実だ。世代や新旧住人を超えた共 生の仕方や、高齢者見守りなどが求め られる。2)が周辺環境の整備。買い物・ 医療難民の防止が重要になるし、周辺 団地・戸建て、行政との連携も要るだろ う。3)は将来の問題として、シェアハウ ス・民宿との共生だったり、自治会の強 化・法人化、移動手段の自主運営など が挙げられる。

◆◆◆Q&A◆◆◆

Q1.法人化の方法とメリットは?

A1. 一般の法人同様に登記等の手続 きは必要。理事長交代のたびに必要な 預金口座名義人の変更は不要。京都 の西京極大門ハイツでは法人化して、 空き家を管理組合で買い取り改修再販 などを実施した。

Q2.空家防止対策の一つとして、団地 内の高齢者対応のための、住み替えや 施設の設営をしている事例はあるか。

A 2.この近辺では無いのではないか。



ち、修繕計画の内容を再確認する事が 肝要。計画との差異を確認し、実際に必 要な工事か否か、資金や長期的な視野 を持って確認することで、無駄な工事を 防ぐことができる。特に、無理に工事を 行ったことで修繕サイクルを短くしてしま い、トータル的に工事費増となるケース もあるため特に注意が必要である。

●工事後の計画の見直しが大切

1回目の工事が終了したら、計画を見 直す事が重要。最新の技術や社会情 勢、物価変動を考慮する必要がある が、2回目以降の工事では、外壁塗膜 除去工事、アルミサッシュ更新工事、給 水·排水管更新工事、昇降機設備更新 工事など、費用が高額となる工事が出 てくる。また、共用部と併せて専有部が 道連れとなる工事も出てくるため、どこま で改善させるのか、管理組合がビジョン を持って、より具体的な計画を立てるこ とが重要である。そして、積立金が不足 した場合は、値上げ、一時金徴収、借 入の方法があるが、見直した計画により どの方法が最善か、専門家の意見も聞 きつつ、管理組合が主体となって検討 することが大切である。

管理運営問題部会

◆第93回 2018年1月14日(日)

区分所有法の読込み27回目。第4節の管理者 に入ります。25条の管理者の「選任及び解任」 と26条の「権限」です。管理組合の管理者は大 方、理事長が兼任しており、総会で選任、解任 されます。ところが平成29年12月、最高裁は地 裁・高裁の判断を覆して、「理事会は理事長を 解任できる」と判断しました。下級審が「在任中 の理事長の意に反して理事会が地位を失わせ るのは許されない」としたのに対し、理事会に理 事長選任が委任されていることは、半面、理事 の過半数一致により解任できると解すべきだ、

としました。理事長は理事の過半数で何時でも 解任される極めて不安定な地位となり、なり手 不足が一層深刻化するのではないかと憂慮さ れます。

◆第94回 2018年2月18日(日)

区分所有法の読込み28回目。27条の「管理 所有」です。管理所有とは、共用部分の一部を 特定の者に所有させることです。しかし、この所 有は民法の私的所有権とは根本的に違いま す。あくまでも共用部分の維持管理を容易に し、適切にするための、いわば疑似的な所有権 です。所有部分を売買したり、譲渡、担保設定 する処分権はありません。反面、保存行為はも ちろん、改良や軽微変更は総会に諮らず、単 独で行えます。例えば、敷地の樹木を間伐した り、建物出入口にスロープ状通路を設けるなど

です。地域では、まだ管理所有事例は無いよう ですが、なり手不足や外部専門家の導入が進 めば、将来、実施される可能性があります。

◆第95回 2018年3月18日(日)

区分所有法の読込み29回目。28条の管理者 に対する「委任の規定の準用」です。管理者 (大方は理事長)は総会で選任し、本人の承諾 により就任します。これにより全区分所有者との 間で、民法643条の法律行為を含んだ委任関 係が成立したとされます。また、区分法20条は 管理者に「その職務に関し、区分所有者を代 理する」と代理権も付与しております。代理権 者は依頼者の意向の範囲と思われる事を、自 分の判断で行え、しかも、その結果は全て依頼 者(区分所有者)が引き受けることになります。

メンテナンス部会

◆第97回 2017年12月18日(月)

 マンションの施工過程についての説明。(1) 床材(クッションフロアー、カーペット、畳)、(2) 壁・天井(クロス貼り、板張り、左官仕上げ)。

◆第98回 2018年1月31日(水)

1. 吸湿性タイルの紹介。2. 不適切コンサルタン ト問題についての説明。3. アスベストの情報と 基礎知識の説明。

◆第99回 2018年2月22日(木)

1. メンテナンス部会100回開催記念の冊子発 行検討。2. 外壁タイルに関わる問題の原因 及び浮き事例と補償策事例の説明。

◆第100回 2018年3月28日(水)

1. 大規模修繕工事を如何に推進すれば良い か。(1)管理組合の悩み、(2)設計監理方式に おけるコンサルタントの業務内容(建物調査・ 診断(費用約7~10%)、修繕設計業務(費用約 35~40%)、施工業者選定協力業務(費用約 5%)、工事監理業務(費用約40~45%))、(3)設 計監理方式でのコンサルタントの選び方、(4)

大規模修繕を進める上での重要なこと(推進 体制とパートナー選び、居住者との合意形成)

◆第101回 2018年4月25日(水)

1. 吸湿性タイル(エコカラット)と同等の製品の 紹介。2. 4K/8K受信システムの問題点につい て説明。(1)現在の4Kテレビについて、(2)4K・ 8K放送の伝送路について。3.管理委託業務 費について。管理会社が一方的に変更の申 し出の傾向がある。





ICE 建て替えない団地再生議論が急務

多摩マンション管理組合連絡会 理事 末満 利昭氏

(グリーンコープ松が谷 在住) 5月5日の「こどもの日」にちなんで、総務省の人口統計に占める子供の数(15歳未満)が 1,571万人で36年連続の減少傾向で、1950年の35.4%から2017年度では12.4%で過去最

低との記事に接しました。36年前は都心から多摩の団地に入居した時期で、当時の子育 て世代の羨望の的だったニュータウン内の団地も、将来は子供の減少傾向がもたらす社 会現象に向き合う運命とは、当時は想像もしておりませんでした。 私たちの高経年団地では高齢化率の上昇に伴い、理事のなり手不足や、これからの見 守りや要支援者の増加などが進む状況に、管理やコミュニティ活動の担い手である若い世

代が、中古住宅を安心して購入できる環境や、空き家対策につなげるために、今年度から 導入された国の認定制度「安心R住宅」の注視や、建て替えない団地再生の議論が急務と 考えております。



◇不正駐車・ゴミ出しを遠隔監視

レオパレス21、KDDIなどはIoT(モ ノのインターネット)を活用して、アパ ートやマンションの駐車場、ゴミ置場

を遠隔監視する実証実験を始めた。監視状況はク ラウド上で管理し、スマホ、パソコンで確認できる。

(出典=住宅新報社)

◇国内最高級の高断熱玄関ドアを発売

LIXIL(リクシル)は従来、玄関と居間で10度以上あ った室温差を半分程度に縮める高断熱玄関ドアを 発売した。片開き型でスタンダード仕様が約35~58 万円、ハイグレード仕様が70万~76万円。

(出典=住宅新報社)

◇宿泊・介護・保育付き分譲マンション

野村不動産は恵比寿駅徒歩5分の公務員宿谷跡 地に、ホテル(客室82)、要介護者向け介護施設、 保育施設(定員100人)を併設する複合用途型の分 譲マンション(88戸)の建設に着手した。完成は20年 3月の予定。 (出典=住宅新報社)

■管理組合員(12管理組合 /2018年6月現在・順不同) ☆個人会員(23名) / 特別個人会員(1名)

エステート落合5-8団地 グリーンテラス豊ヶ丘団地 エステート鶴牧4・5住宅 Brillia (ブリリア)多摩センター D'グラフォート多摩センター煉瓦坂 ザ・スクエア管理組合住宅部分 ヒルサイドテラス豊ヶ丘―1団地 豊ヶ丘5-1住宅団地

アルテヴィータ 豊ヶ丘5丁目3番住宅 エステート聖ヶ丘-3団地 藤和シティホームズ多摩落合

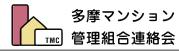
■賛助会員(14社 / 2018年6月現在・順不同)

建装工業 株式会社 株式会社 P・C・Gテクニカ 株式会社 マルナカ 株式会社 ソエジマ

京浜管鉄工業 株式会社 いずみテクノス 株式会社 タイキ工業 株式会社 株式会社 太平エンジニアリング

吉村エンタープライズ 株式会社 株式会社ヨコソー東京支店 株式会社長谷エリフォーム 南海工業株式会社

株式会社ジョイン建築設計事務所 三和アルミ工業株式会社



多摩市後援

当広報紙は、多摩市の後援を得ています。

発行:多摩マンション管理組合連絡会(会長 西山博之)

Eメール tamakanren20921@gmail.com

〇本紙掲載の写真、記事、イラストレーション、ロゴ等の無断転載および複写を禁じます。

ウェブサイトをご覧ください

http://tama-mansion.jimdo.com/